

議案第23号

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年小松島市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年小松島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第8条第2項中「あらかじめ」の次に「，利用申込者又はその家族に対し」を加え、「である」を「であり，利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め，同条第7項を同条第8項とし，同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め，同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項中「第6項で」を「第6項に」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，利用者について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第10条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第14条中「と，介護予防サービス計画費」を「の額と，介護予防サービス計画費」に改める。

第 17 条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加える。

第 22 条第 2 項中「提供しなければならない」を「担当させなければならない」に改め、同項ただし書中「ついては」の次に「，」を加える。

第 31 条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第 34 条第 9 号中「のために」の次に「，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，」を加え、同条第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 34 条第 19 号中「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同条第 20 号中「退所」の次に「を」を加え、同条第 21 号中「以下」を「次号及び第 22 号において」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(21)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。